

令和 2 年度予算

IoT の安心・安全かつ適正な利用環境の構築

〔IoT 利用環境の適正な運用及び整備等に資するガイドライン等策定〕

実施要領

1 背景及び目的

(1) 背景

IoT／ビッグデータ／AI 時代においては、データの利活用の成否が、国際競争力の強化や社会的課題の解決のみならず、生産性の向上や成長分野への投資を通じた雇用の創出にとって、決定的に重要となる。

一方、防災、医療・介護・健康、農林水産業等様々な分野において、様々な IoT システムの利活用が進む中、携帯無線通信、LPWA (Low Power Wide Area)、Wi-Fi 等の IoT システムで使用する無線通信やその利用手法等は多様化してきており、利用目的や利用環境等の諸条件を踏まえた電波の能率的な利用等に関する利用者のリテラシーが十分ではない場合がある。また、携帯無線通信における周波数逼迫の現状を踏まえ、利用環境や利用目的等に応じて LPWA 等の他方式を積極的に利用すること等により、有効かつ適正に電波を利活用することが求められている。

そのような中で、例えば、IoT システムの利用目的や電波遮へい物の有無等の通信環境等を考慮した上で、高度な安定性が求められる場合には携帯電話通信を活用し、通信量や通信速度よりも低消費電力、低通信コストで広範囲をカバーすることが求められる場合には LPWA 等を活用する等、電波の特性を理解した上で状況に応じて、有効かつ適正に電波を活用するために、電波の能率的な利用等に関する利用者のリテラシーの向上を図る必要がある。

(2) 目的

本事業は、様々な用途・環境で用いられる IoT システムを用いた地域での実証を通じて、それぞれの場面に応じた IoT システムで用いられる電波の特性を明らかにし、IoT 利用環境の適正な運用及び整備等に資する電波の効果的な使用方法等の知見をとりまとめることで、電波の能率的な利用等に関する利用者のリテラシー向上を図り、「Society5.0」の実現に寄与することを目的とする。

2 公募する事業の概要

(1) 公募する事業

様々な環境における IoT システムに関し、電波の能率的な利用を確保するため、適切な電波強度、システムの整備方法、コスト、電波利用環境構築のデータ等を収集してガイドライン等としてとりまとめることに資する、地方公共団体、民間企業、大学、NPO 法人等から成る地域の主体が行う IoT システムの実証事業

(2) 公募する事業の要件

- ① 電波の能率的な利用等に関する利用者のリテラシーの向上を目的として、2種類以上の異なる無線通信を活用し、IoTシステムの使用・比較を行った上で、IoT利用環境の適正な運用及び整備等に資する効果的な使用方法の検証を行うこと。
- ② 地域の課題解決に資するIoTサービスであること。
- ③ 実証事業終了後に、当該実証主体が事業を自立運営していくためのシナリオが明示されており、事業継続が見込まれること。

(3) IoT利用環境の検証

IoT利用環境の検証については、次に示す例のようにIoTシステムを活用する際に生じる電波伝搬状況等に関する課題を明確化した上で行うこと。なお、次に示す例以外のIoT利用環境において検証を行うことを妨げない。

※ 比較検証する異なる無線通信と選定理由について提案書に明記すること。

例① 複数電波利用時における電波伝搬に関する課題の検討・検証

屋内等限られた範囲において、複数の無線機器を同時に活用する場合には、IoTシステムが電波雑音や電波干渉の影響を大きく受けることが懸念される。例えば、病院や福祉施設等において、見守り用のIoTシステムや福祉従事者支援用のIoTシステムを活用する際に、電波雑音や電波干渉の影響による電波障害が発生すると致命的な事故につながる可能性がある。このようなケースを踏まえ、特に複数電波利用時には、IoTシステムで利用される周波数帯の電波雑音や他周波数帯も含めた無線機器間の電波干渉等の電波環境の測定・分析を行い、電波伝搬特性に基づき利用状況に適した電波伝搬モデル構築を行う必要がある。

例② 動的な電波環境における電波伝搬に関する課題の検討・検証

工場や建設現場等、限られた範囲かつ動的な環境変化に伴って電波環境や通信環境が変化する状況においては、電波遮へい物の移動等の影響により、IoTシステムが安定的かつ効率的に機能することが妨げられる場合がある。例えば、電波の遮へい物となる金属製の機械類や積載物等が多数存在する地場の製造業等の工場内で、生産性向上や熟練技能者の技能継承等を実現するIoTシステムを運用する際、当該機械類や積載物等の移動により電波が想定通り伝搬せず、データ収集に障害が発生する場合がある。このようなケースを踏まえ、特に動的な電波環境においては、IoT利用環境の特性を勘案しながら、最適な通信方式や伝送パラメータ、通信経路等を検討する必要がある。

例③ 広域複数地域間等における効率的な電波伝搬に関する課題の検討・検証

広範囲の複数地域において、膨大な数の多様な無線機器が様々な周波数帯で通信を行う場合、伝送品質に影響を与える電波干渉等の状況が時々刻々と複雑に変化するが、周囲の電波雑音等により本来想定される範囲において安定的に受信されない場合もあり、その活用の目的、場面に応じて最適な電波伝搬モデルを構築しなければ、電力量等を含めた無線ネットワーク全体の効率が低下する問題が発生する。例えば、大規模な農業、林業、漁業等において、業務管理用のIoTシステムを用いる際には、電波干渉等の影響のみならず、木々の成長に伴う電波の遮へいや波による電波の障害等によって、IoTシステムが効率的に稼働しない場合がある。また、常時安定的に確実な受信を必要とする場合や、一方で安定性よりも安価なコストが優先される場合がある。このようなケースを踏まえ、特に広域複数地域間においては、システムの設計段階が

ら地域特性、環境変化の可能性、他システムからの電波干渉や環境雑音の影響等を正確に把握した上で、最適な電波伝搬モデル構築を行う必要がある。

例④ 災害時における安定的な電波伝搬に関する課題の検討・検証

大規模災害の発生時においては、通信を妨げる大雨等の影響や災害による通信機器自体の破損等によって電波伝搬が阻害されることが予想されるため、事前に平時とは大幅に異なる IoT 利用環境を想定した電波伝搬モデルを構築する必要がある。例えば、災害対応のために設置された山間部の斜面の監視用の IoT システムや、水路における水量の監視用の IoT システムは、土砂崩れや大雨等の影響により、電波伝搬に障害が発生する可能性があるため、自立分散型ネットワークの活用等、災害時においても途切れることがない通信手法を事前に検討しておく必要がある。また、災害時においても安定的かつ確実にデータをサーバー等へ送信するため、平時と災害時の双方を想定した効果的な電波伝搬モデルの構築が求められる。

※ 発生頻度が低い事象を対象にするものは、当該事象が発生しなかった場合の効果測定方法や、平時における活用についても提案に盛り込むこと。

3 公募手続

(1) 提案者

地域の課題解決に取り組む地方公共団体、民間企業、大学、NPO 法人等からなるコンソーシアム

このコンソーシアムは、事業の取りまとめ等を行う代表機関及び事業を統括する実施責任者（プロジェクトリーダー）を定めることとする（実施責任者は、事業の進捗管理等、事業を統括するとともに、総務省の求めに応じて事業の内容の説明等を行うこととする）。

(2) 提案金額

1 提案当たり 3 千万円以下とする。

※ 事業の委託金額は、採択件数や費用の必要性等を勘案し、提案金額より減額する場合がある。

(3) 応募資格

コンソーシアム内の各実施主体が、以下の者（以下「暴力団排除対象者等」という。）に該当しないこと。

① 契約の相手方として次のいずれかに該当し、不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているとき。

- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ② 契約の相手方として次のいずれかに該当し、不適当な行為をする者
- ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(4) 提案書様式

別紙2に従い作成し、提出すること。

(5) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4版（様式自由）10ページ以内で添付すること。

(6) 提出期限

令和2年4月10日（金）正午（必着）

（郵送の場合は、同日付け必着）

(7) 提出部数等

提案書及びその他の補足資料は、正本（1部）及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1枚を提出すること。

(8) 提出先

本実施要領「11 実施要領に関する問合せ先」へ持参又は郵送により提出すること。
なお、採択された提案書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。提出された提案書等の返却はしない。

4 委託先候補の選定

(1) 選定方法

外部有識者による書面審査及び必要に応じて行うヒアリングに基づき、委託先候補を選定する。ヒアリングの実施については、対象者に対し総務省より別途通知する。また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出や現地視察を求める場合がある。

(2) 選定のポイント

委託先候補の選定に当たっては、主に次の項目に基づき、総合的に評価を行う。
評価会での検討により選定基準に変更が生じた場合は、別途公表する。なお、次の項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

① IoT 利用環境の検証

ア IoT 利用環境における電波伝搬状況等に係る課題が具体的に特定されているか。
イ 比較検証する IoT システムや異なる無線通信が明示され、その合理的な選定理由が示されているか。

ウ 実証を通じて得られる IoT システムや電波の効果的な使用方法に係る知見等が、電波の能率的な利用等に関する利用者のリテラシーの向上に資するものとなっており、他地域への展開・活用が期待できるものとなっているか。

例 ○これまでに体系的に整理されておらず、複数の地域で活用可能な知見等
×既にガイドライン化されている等、他の取り組みで検証済みの知見等

エ 実証を通じて得られる IoT システムや電波の効果的な使用方法に係る知見が、これまでの官民での取組を踏まえた上で、新規性を有するものとなっているか。

例 ○他に類似事例がない新規の知見等
×令和元年度予算 IoT の安心・安全かつ適正な利用環境の構築（IoT 利用環境の適正な運用及び整備等に資するガイドライン等策定）において得られる知見等（※）と同じ又は類似している知見等

（※）総務省ウェブサイト (https://www.soumu.go.jp/main_content/000628568.pdf) を参照のこと。

② IoT サービスの有効性等

ア IoT サービスで解決する地域課題が統計等に基づいて定量的かつ客観的に把握できているか。また、一般利用者のニーズや今後の普及展開が可能な発展性が客観的に示されているか。

イ 地域課題に対応する事業期間内の測定指標（KPI）とその目標値（実証期間終了までに当該指標をどの程度改善するか）が具体的に定められているか。また、設定された目標値が技術面・制度面から実現可能なものとなっているか。

※ 測定指標（KPI）は定量的なものとし、測定方法を明記した上で、事業の測定指標への貢献度合いをどのように分析するのか（例えば、具体的に活用する統計的手法等）を説明することが望ましい。また、実証期間終了後についても、継続実施を前提に、中長期的な目標値を設定することが望ましい。

ウ 地域課題解決に向けた IoT サービスの有効性（目的と手段の関係）が具体的に示されているか。

※ IoT サービスが地域課題の解決に資するまでの因果関係を図示すること等により、筋道を立てて説明することが望ましい。

エ IoT サービスが、これまでの官民での取組を踏まえた上で、新規性を有するものとなっているか。

例 ○他に類似した取組がない新規の IoT サービス
○異分野連携等の既存 IoT サービスの連携により新たな価値を生むサービス
×単なる既存 IoT サービスの導入や展開

③ 事業の実施体制

- ア 実施体制、事業スケジュール、予算計画等を含め、委託事業の実施計画が無理なく組み立てられ、委託事業の確実な実施・運営が見込めるか。
- イ PDCA サイクルを回すことができる体制が確立されているか。
- ウ 地域住民、地域コミュニティ、地方公共団体、地域の業界団体等の協力が得られる体制が構築され、地域が一体となったサポートが期待できるか。特に都道府県官民データ活用推進計画や市町村官民データ活用推進計画への位置付けがなされている場合は、その旨を記載する。
- エ 各実施主体に、総務省が事業の委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる能力があるか。
- オ 各実施主体が、委託事業を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか。

④ 事業の効率的かつ効果的な遂行等

- ア 委託事業の内容に対して過大な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込めるか。
- イ 委託事業の実施に当たって、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）や提案者等が既に保有する資産（インフラ、システム、人材、知的財産等）を活用する等効率的な計画となっているか。
- ウ 既存の資産の活用や委託事業の成果の応用・展開に要する経費等（成果展開のみを目的とした学会発表に要する経費等）を自己負担として適切に計上する等、実施主体に応分の負担が図られているか。
※ 計上する自己負担額を提案書に明記すること。
- エ 過去に ICT を活用した取組（国のプロジェクトとして指定、委託等を受けた他の事業等）を実施していた場合、その成果を活用しているか。
- オ 同時期に、国の予算を活用する、他の関連する事業を行っている、又は行おうとしている場合には、役割分担・費用分担等が明確になされているか。
- カ 委託期間が年度内に限定されたものであることを前提として、国の支援を受ける必要性や国の支援を受ける意義が示されているか。

⑤ 事業終了後のシナリオ

- ア 事業の終了後に、実ビジネス化や自治体等の支援による事業継続が見込まれているか。また事業継続に当たって、IoT サービスの提供元と提供先、システムの導入・維持コスト、サービスの提供料金、収益化に向けた事業計画等が明記されているか。
- イ IoT サービスについて、他の地域・分野への普及展開の可能性のあるものになっているか。また、経済効果や費用対効果等、定量的な目標が示されているか。
- ウ 事業の終了後も、継続的な効果測定、PDCA サイクルの実施が期待できるものとなっているか。

⑥ その他

次のような提案主体独自のアピールポイントが盛り込まれているか。

- ・ 都道府県官民データ活用推進計画や市町村官民データ活用推進計画への位置付け（再掲）
- ・ IoT システムで収集したデータについて、AI による分析や異なる複数の分野においてデータの相互連携・活用を行う等、データの活用に創意工夫がみられるか。
- ・ 「異能ベーション」、「I-Challenge!」、「起業家甲子園」、「起業家万博」等で採択・表彰された人材及び技術の活用

（3）提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、委託先候補であるコンソーシアムの代表機関に提案内容の遂行に支障がないかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から委託先候補に通知する。

採択された提案内容については、検証する無線通信や IoT システムの追加等、必要に応じて総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

5 委託契約

（1）委託契約の締結

採択された事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

（2）委託期間

委託契約は単年度契約とし、委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。

（3）契約の形態

総務省の支出負担行為担当官とコンソーシアムの代表機関の代表者が契約を締結することを原則とするが、必要に応じて契約の相手方を調整する場合がある。

（4）契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

6 委託費

（1）委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。

なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時まで実施機関と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。また、委託費は、事業の終了後に受託者の成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより速やかに支払われる。

（2）委託費の内容

委託費は、事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税10%（消費税率+地方消費税率）を含む。）とする。直接経費の内訳は別添のとおりとする。一般管理費は、直接経費の10%以下とする。

（3）業務の外注

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、事業の全部を第三者に請け負わせることは不可とする。また、暴力団排除対象者等への再委託は不可とする。

事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、次に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ委託額の5分の1を超えない場合
 - ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - イ 調査研究報告書等の外注印刷等の類
 - ウ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類
 - エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - オ 調査研究に必要な各種情報収集経費の類
 - カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

（4）事業終了後の残存資産の取扱い

事業の終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

7 報告及び評価

（1）中間報告

受託者は、総務省に事業の進捗状況等を記した中間報告書を提出しなければならない。中間報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。中間報告書の提出期限等の詳細は、別途指示する。

（2）成果報告及び終了評価

受託者は、事業の終了後、成果報告書を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 事業内容
- ・ 事業に係る設計書やデータ
- ・ 事業の効果測定の結果（定量的評価やアンケート結果等）
- ・ 事業の概要や様子を簡潔にまとめた動画等
- ・ 電波の検証を通じて得られた電波の能率的な利用等に関する手法等
- ・ 事業を通じて得られた気付きや明確化された課題及びその解決策
- ・ 収支報告
- ・ 事業終了後の継続的活用に向けた事業計画、運営体制、資金計画（ランニングコストの負担方法及びその費用負担者）

・開発・実証成果の普及展開に係る計画 等

成果報告書や IoT 利用環境の適正な運用及び整備等に資するガイドライン等の取りまとめに当たっては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。

成果報告書の提出期限は、委託契約期間終了日とする。

提出部数は、正本（1部）とし、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1枚も合わせて提出する。

提出先は、本実施要領「11 実施要領に関する問合せ先」へ持参又は郵送により提出する。提出された成果報告書の返却はしない。

（3）事後報告

受託者は、事業の終了後も総務省の求めに応じ、事業によって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。なお、事後報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

8 スケジュール

事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・令和2年5月頃 : 評価会開催（必要に応じてヒアリングや実証地域の確認を実施）
- ・令和2年6～7月頃 : 委託先候補の決定、契約条件の調整、委託契約の締結
- ・令和2年11月頃 : 中間報告書の提出
- ・令和3年2月頃 : 成果報告書の提出

9 委託費の適正な執行について

（1）適正な執行の確保

受託者は、事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の趣旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用及び事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約額の減額を行う可能性がある。

（2）公募する事業における経理処理

事業における経理処理については、別途総務省が提供する「令和2年度予算 IoT の安心・安全かつ適正な利用環境の構築（IoT 利用環境の適正な運用及び整備等に資するガイドライン等策定）における委託契約経理処理解説」に従うこと。

10 その他

(1) 知的財産権の帰属

実証期間中に知的財産権が発生した場合、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）に基づき、一定の条件の下で所定の手続により、当該知的財産権を受託者側に帰属させることが可能である。

(2) 新たな取決め等

事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ウェブサイト（<https://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

11 実施要領に関する問合せ先

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課（担当：富樫課長補佐、山際主査、森下官）
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館11階

電話： 03-5253-5748

FAX： 03-5253-6041

E-mail： iot-riyokankyo-r2_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。

送信の際には、「@」に変更してください。

委託費（直接経費）の範囲

大分類	中分類	説明
I. 物品費	1. 設備備品費	公募する事業の実施に直接必要な物品に係る経費
	1. 製作又は購入の場合	公募する事業の実施に直接必要な物品（取得単価が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費
	2. リース・レンタルの場合	公募する事業の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託事業のために直接必要であって、委託先又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）
	2. 消耗品費	公募する事業の実施に直接必要な物品（取得単価が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費
II. 人件費・謝金	1. 人件費	実施計画書に登録されている、公募する事業に直接従事する公募する事業の担当者等の人件費（原則として、本給、賞与、諸手当（福利厚生に係るものを除く。）以下同じ。）
	1. 実証担当者費	公募する事業に直接従事する実証担当者の人件費
	2. 実証補助者費	公募する事業に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の経費（福利厚生に係るものを除く。）
	2. 謝金	公募する事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む。）の開催や運営に要する委員等（講演依頼を行う外部講師を含む。）への謝金又は個人による役務の提供等への謝金
III. 旅費	1. 旅費	公募する事業の実施に直接必要となる出張等での実証担当者の旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加費等であって、委託先の旅費規程等により算定された経費
	2. 委員等旅費	公募する事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む。）の開催や運営に要する委員等旅費（交通費、日当、宿泊費）であって、委員会で定めた委員等旅費規定等により算定された経費。加えて、委員会の委員が委託事業の実施に直接必要な調査に要する旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加費、その他経費等の委員調査費であって、委員会で定めた委員等旅費規定等により算定された経費

IV. その他	1. 外注費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む。）、保守費、改造修理費）	公募する事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む。）、保守費及び改造修理費）
	2. 印刷製本費	公募する事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要する経費
	3. 会議費	公募する事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む。）の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費
	4. 通信運搬費（通信費、機械装置等運送費）	公募する事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等
	5. 光熱水料	公募する事業の実施に直接使用する機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費
	6. その他（諸経費）（設備施設料その他特別費等）	公募する事業の実施に直接必要な設備、施設使用等に要する経費。また、公募する事業の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費
	7. 消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して不課税、非課税又は免税取引となる経費の消費税率に相当する額
V. 一般管理費	一般管理費	I～IVの直接経費（消費税及び消費税相当額含む。）に一般管理费率（10%以下）を乗じた額

直接経費として認められない経費

* 直接経費は、公募する事業に直接必要な経費に限り、例えば、次の経費については、原則、計上の対象外となる。

- ① 委託先が負担する経費振込手数料
- ② 委託先の検査に係る経費
- ③ 経理事務に従事する場合の人件費、及び経理事務のために発生した経費
- ④ 総務省及び事業管理支援法人との公募する事業に直接係わらない事務的な打合せに係る経費
- ⑤ 総務省及び事業管理支援法人の検査を受検するために要する旅費
- ⑥ 知的財産の管理に係る経費
- ⑦ 事務スペース、共用スペース等の公募する事業の業務に直接使用しているとはいえないスペースの賃借料等、維持管理費用（ただし、共同研究試験装置や委託先の施設について、専用に使用するスペースであり、委託先の規程等により使用料が定められている場合には、委託先が定める使用規程等に基づき費用を「IV-6. その他（諸経費）設備施設料」に計上してもよい。）
- ⑧ 学会年会費、為替差損に係る経費等
- ⑨ 実証担当者等が事務用品等として間接的に用いる一般事務用品や消耗品の類（例えば、コピー機、コピー機のトナー、プリンタ、プリンタのインクカートリッジ、印刷用紙や文房具等の事務用品、机等の事務機器、一般書籍、新聞、雑誌等）